

真庭市 介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

平成28年3月	作成
平成29年4月	一部改正
平成31年4月	一部改正
令和元年10月	一部改正
令和3年 4月	一部改正
令和4年10月	一部改正
令和6年 4月	一部改正
令和6年 6月	一部改正
令和7年 4月	一部改正
令和8年 6月	一部改正

真庭市では平成28年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。平成28年4月以降に真庭市の要支援者及びサービス事業対象者（基本チェックリストにより該当となった者）へ提供したサービスに係る事業費の請求は、総合事業のサービスコードを使用します。

総合事業は、市町村によってサービスコードや基準が異なります。

真庭市内事業者が他区市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供した場合は、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。逆に、真庭市外事業者が真庭市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供した場合は、真庭市のサービスコードを使用します。

【1】介護予防訪問事業

サービスコード表のA2から始まるものを使用してください。

【2】介護予防ディサービス事業

サービスコード表のA6から始まるものを使用してください。

【3】介護予防ケアマネジメント

サービスコード表のAFから始まるものを使用してください。